

議案第 6 2 号

北名古屋市医療費支給条例の一部改正について

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 6 年 8 月 2 7 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正により、各法律の名称及び用語の名称が改められることに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市医療費支給条例の一部を改正する条例

北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「母子家庭等」という。)」を削る。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 母子・父子家庭医療費

第3条第2項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第4条第2項第2号中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改め、同項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。